

最近の動き

- 1 - 1 平成 15 年度税制改正における温暖化対策税の扱いについて..... 1
- 1 - 2 平成 15 年度における既存関連税制の見直しについて..... 4
- 1 - 3 平成 15 年度予算案における温暖化対策に係る予算について..... 12

平成 1 5 年度税制改正における温暖化対策税の扱いについて

政府税制調査会「平成15年度における税制改革についての答申」(2002/11/19)
より抜粋

特定財源とエネルギー関係諸税等

特定財源は、特定の公的サービスからの受益と負担との間に密接な対応関係が認められ、そのサービスの財源を制度的に確保する必要がある場合、その財源確保に有効な仕組みではある。しかし、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向もあり、常にその妥当性を吟味していかなばならない。

このような観点を踏まえれば、揮発油税等の道路特定財源等については、依然として道路整備の必要性のためこれを維持すべきとの意見もあったが、当調査会としては、一般財源化を含め、そのあり方の見直しを行うべきと考える。当面、適用期限を迎える揮発油税等の暫定税率については、自動車の社会的コストや環境の保全を考慮し、現行の水準を維持することとする。

また、エネルギー対策に充てられる石油税等の特定財源については、使途の妥当性を吟味した上で、そのあり方を検討すべきである。

環境問題への対応

京都議定書の目標達成に向けて、この3月に見直しが行われた地球温暖化対策推進大綱においては、「税・課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、様々な場で引き続き総合的に検討する」とこととされている。いわゆる「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、汚染者負担の原則（PPP）に立って幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきであろう。

与党3党「平成15年度税制改正大綱」(2002/12/13)より抜粋

検討事項

我が国が本年6月に締結した京都議定書の目標達成に向けて、地球温暖化対策をはじめ環境問題に対する国・地方を通じた総合的な取組みを一層進めるため、いわゆる「環境税」の導入を含め、税制面においては、原因者負担を基本としつつ、規制等による環境対策の具体的枠組みの中での役割を踏まえながら、環境問題全般に配慮した実効性のある施策について、幅広い観点から、さらなる検討を進める。

平成 15 年度における既存関連税制の見直しについて

石油石炭税（仮称）

(1) 税率を液化石油ガス（LPG）及び液化天然ガス（LNG）については 1 トン当たり 1,080 円（現行 LPG 670 円、LNG 720 円）に引き上げるとともに、石炭を課税対象に追加し、その税率を 1 トン当たり 700 円とする。また、石油税の名称を石油石炭税（仮称）に改める等所要の措置を講ずる。上記の改正は平成 15 年 10 月 1 日から実施することとし、次のとおり所要の経過措置を講ずる。

現行	改 正 案 [1トン当たり]			
	平成15年10月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日	
LPG	670円	800円	940円	1,080円
LNG	720円	840円	960円	1,080円
石 炭	-	230円	460円	700円

(2) 鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭については、平成 17 年 3 月 31 日までの間の措置として、石油石炭税（仮称）を課さないこととする。

(3) 沖縄県で発電の用に供される石炭については、平成 19 年 3 月 31 日までの間の措置として、石油石炭税（仮称）を課さないこととする。